

議案第 149 号

## 静岡市及び焼津市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項の規定に基づき、静岡市及び焼津市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約を次のように締結することについて、同条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 7 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

### 静岡市及び焼津市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約

静岡市（以下「甲」という。）及び焼津市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第 1 条 この連携協約は、甲及び乙が連携中枢都市圏の形成に協力して取り組むための基本方針、取組内容及び役割分担を定めるものとする。

（基本方針）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、別表の取組の欄に掲げる取組の区分に応じ、同表の内容の欄に定める事務について、相互に連携し、又は協力して処理するものとする。

（役割分担及び費用分担）

第 3 条 甲及び乙が実施する前条に規定する事務の役割分担及び費用負担については、別表の内容の欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の甲の役割分担及び費用分担の欄及び乙の役割分担及び費用分担の欄に定めるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、甲及び乙の役割分担及び費用負担に関し、特に必要があると認めるときは、甲及び乙が協議して定める。

（定期的な協議）

第4条 甲及び乙は、この連携協約の推進に関し連絡調整を図るため、毎年度協議を行うものとする。

(協約の変更及び廃止)

第5条 この協約の規定を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を得ることとする。